



第168回 市町村職員を対象とするセミナー

家庭裁判所と福祉・行政の相互理解と連携



家庭裁判所公式キャラクター「カーくん」

令和5年6月30日（金）
最高裁判所事務総局家庭局

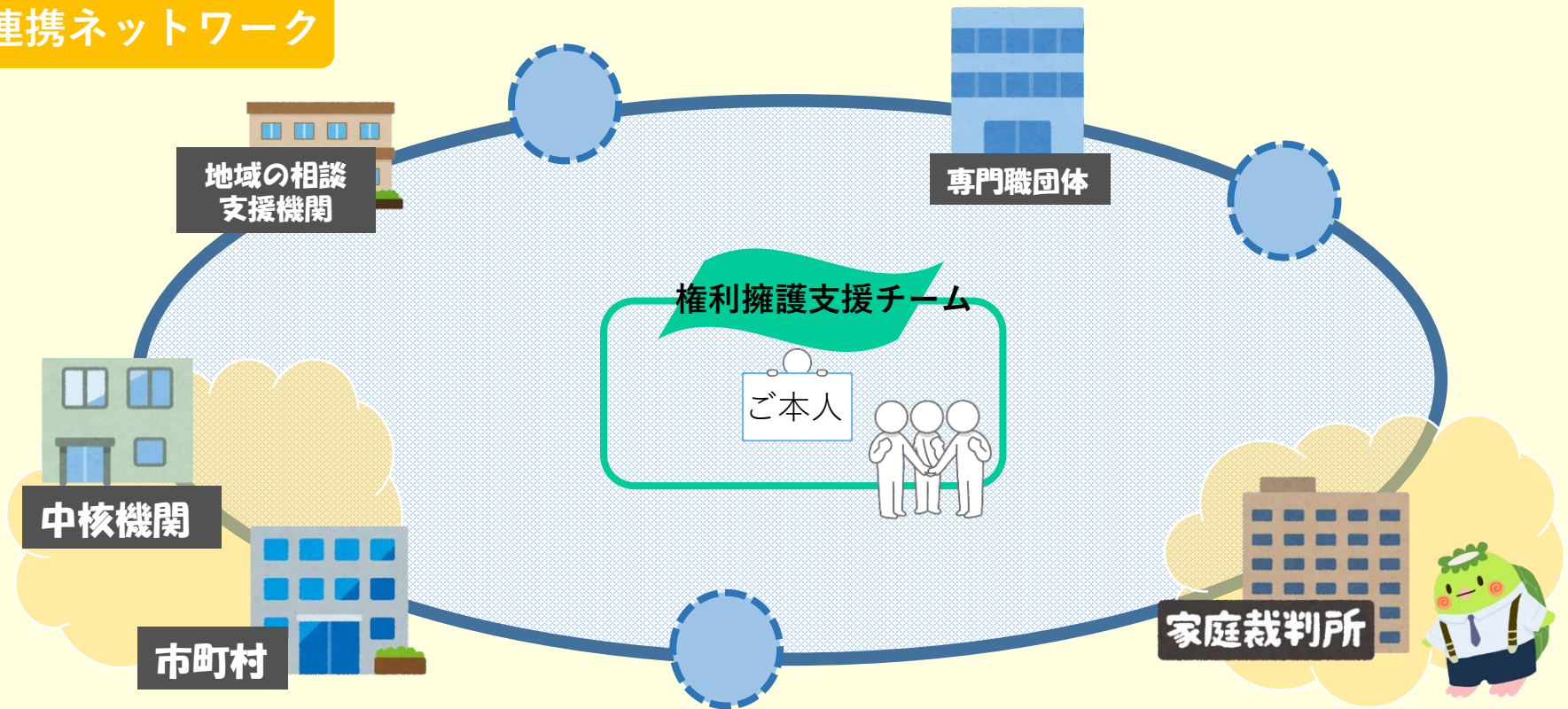


相互理解を基盤とする連携について

連携の意義

（成年後見制度の）利用促進の取組は、…地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、…地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。（第二期計画 3 頁）

地域連携ネットワーク

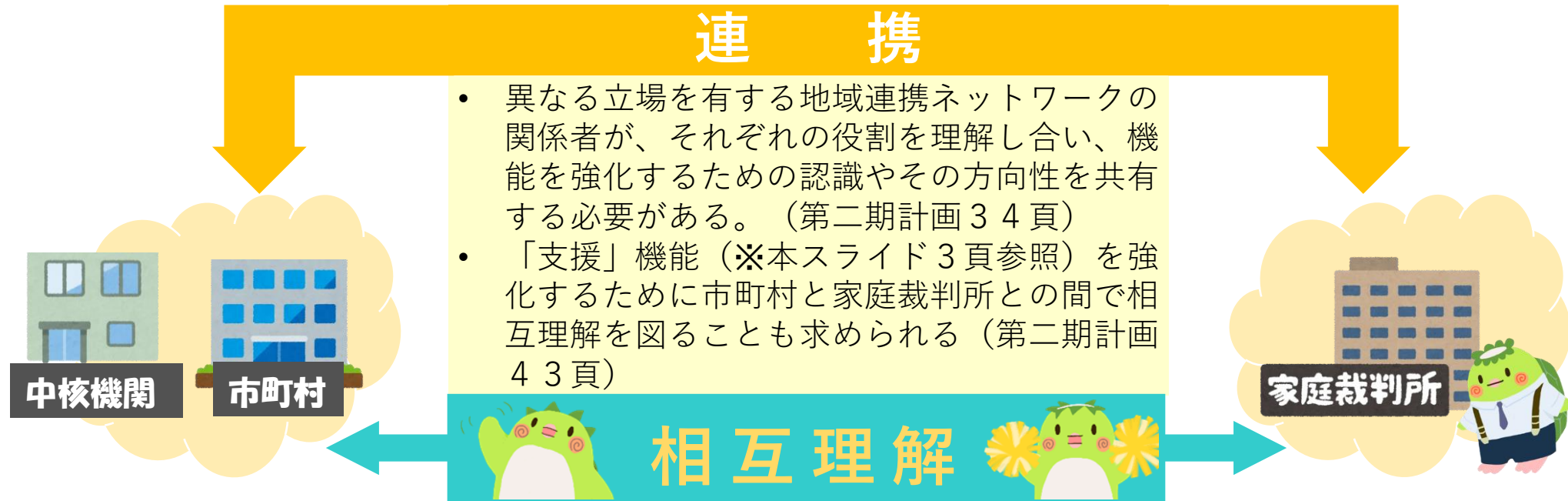


市町村（行政機関）

相互理解

家庭裁判所（司法機関）

相互理解を基盤とする連携について



市町村（行政機関）

- 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。
- その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して…柔軟な実施体制も検討する。
- 地域連携ネットワークで行われる支援にも…主体的に取り組む必要がある。
- 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。（第二期計画25頁～）

家庭裁判所（司法機関）

- 地域連携ネットワークの中で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。
- 地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。（第二期計画25頁～）

権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能

※ いわゆる6マス表。第二期計画29頁～

	福祉・行政・法律専門職など 多様な主体による「支援」機能	家庭裁判所による 「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面 成年後見制度の利用前	権利擁護の相談支援機能 - 本人や関係者からの相談対応と制度説明 - 権利擁護支援ニーズの精査 - 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ 相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）	制度利用の案内機能 - 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内 - 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内 ×利用ニーズの精査、×法律相談
成年後見制度の利用開始までの場面 申立ての準備～後見人等の選任	権利擁護支援チームの形成支援機能 - 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 - 適切な申立ての調整 - 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等 - 後見人の候補者と選任形態についての調整 - 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成 申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性	適切な選任形態の判断機能 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含む各事案の事情を総合的に考慮 ○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任 ○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等
成年後見制度の利用開始後に関する場面 後見人等の選任後	権利擁護支援チームの自立支援機能 - 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有 - 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 （必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整 適時・適切な連絡体制の構築等	適切な後見事務の確保機能 - 後見事務の監督処分 - 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等 （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

※ いわゆる 9 マス表。第二期計画 3 6 頁

地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	共通理解の促進	多様な主体の参画・活躍	機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前） 権利擁護の相談支援機能／ 制度利用の案内機能	- 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） - 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	- 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化	- 各相談支援機関等の連携のしくみづくり - 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり - 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
成年後見制度の利用開始までの場面 （申立ての準備～ 後見人等の選任） 権利擁護支援チームの形成 支援機能／ 適切な選任形態の判断機能	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	- 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 - 専門職団体による専門職後見人の育成	- 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり - 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
成年後見制度の利用開始に関する場面 （後見人等の選任後） 権利擁護支援チームの自立 支援機能／ 適切な後見事務の確保機能	意思決定支援や後見人の役割についての理解の浸透	- 地域の担い手の活躍支援 - 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	- 後見人では解決できない共通課題への支援策の構築 - 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

連携に当たっての留意点（左側）と工夫例（右側）について

家庭裁判所は広域で設置されていること

裁判所が都道府県単位など広域に設置されていることから（第二期計画44頁参照）、取組状況の異なる自治体ごとに個別に対応したり、市町村単位で開催される協議会に全て参加したりすることが現実問題として困難な場合もある。

裁判事項に関する一律の基準は定立できないこと

裁判は、裁判官が、個別の事案ごとにその具体的な事情を踏まえて判断するもの。裁判官の職権行使の独立の観点から、裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することはできないし、例えば、後見人の選任について、予め判断の結果を確約することもできない。

当事者等の手続保障を図る必要があること

司法手続が厳格で重いと受け止められてしまうことがあるが、例えば、後見開始の審判では、本人の行為能力の制限という重大な結果を伴うため、本人の精神状態を慎重に判断したり、本人の陳述の聴取を原則とするなど、適正な手続を踏む必要がある。

- 
- 
- 都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
 - 協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。



申立手続や受任者調整に必要な情報、基本的な考え方を共有し、福祉・行政側における予測可能性を担保するため、一般的な考慮要素を示したり、模擬事例を用いて意見交換する。

- 
- 
- 司法・審判手続（性質・特徴を含む）について理解していただくため、手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を分かりやすく発信する。
 - 裁判所においては、成年後見の周辺制度や市町村による意思決定支援の取組等に対する理解を深める。

役割や立場の違いを踏まえた相互理解に基づく連携や協力が重要

家庭裁判所において行っている相互理解のための取組の実際

家庭裁判所による福祉・行政の施策への理解

自治体等主催の研修への参加・裁判所における研修の実施・自治体からの資料の提供など



福祉・行政の発想を知るためには、日自や意思決定支援の理解が必要。

- 福祉・行政との打合せや意見交換を重ねる中で、福祉・行政の発想を知り、執務に活かすためには、日常生活自立支援事業（以下「日自」という。）や意思決定支援についての理解を深める必要があることを実感した。そこで、自治体等から日自の資料の提供を受け、手続案内に活用したり、社協に日自についての講演を依頼したりしている。



日自の理解を深めることで、説得力のある説明ができた。

- 裁判所において日自の理解を深めたことから、福祉・行政の方でどのような発想や考え方をしているかが分かり、それを前提に、成年後見制度の内容や必要性について分かりやすく説明することができた。その後、広報機能の整備に向けた機運の高まりにつながった。



意思決定支援に関する理解を日頃の執務に活かしたい。

- 意思決定支援に関する研修を受けて…
 - ・ 後見事務報告書を読む際は、これまでよりもリアルなイメージができると思う。
 - ・ 「判断能力が低下する」ことに対する具体的なイメージを持てた。今後の当事者対応に活かしていきたい。
 - ・ 監督事務に当たり、結果のみならず課題解決に至るプロセスが重要だという視点が得られた。

家庭裁判所において行っている相互理解のための取組の実際

受任者調整のプロセスへの理解

受任者調整会議
(模擬を含む。)
を見学したことで...

地域の実情や、
後見等開始の申立
てがなされるまで
の間の関係機関の
取組や運用につい
て理解することが
できた。

現場の苦労や悩みと
いった、記録に現れ
ない背景事情を知る
ことができた。

福祉・行政と
裁判所が有して
いる情報量に違いが
あること、福祉・行
政の立場から、多角
的な検討が行われて
いることが分かった。

※本スライド3頁「申立ての時
点における福祉的な観点を踏ま
えた支援体制の構築（それが見
通せること）の重要性」参照

選任前の受任者調整
の重要性

※「模擬の受任者調整会議に参加した際、裁判所の意見に対して、福祉・行政の担当者から「検討に際し、新たな観点を得ることができた」と言われた」という声や、「関係機関間で更なる認識の共有を図ることができた」という声もあった。

御清聴ありがとうございました。

